

金沢市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定（案）の概要

1 趣旨

本市では、官民連携によるまちづくりを推進するため、まちなかの賑わい創出に積極的に取り組む民間団体を、まちづくりの新たな担い手として、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」といいます。）第 118 条第 1 項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「都市再生推進法人」といいます。）に指定することを予定しています。これに伴い、指定の際の審査基準となる要綱の制定を行うものです。

2 制定の内容

(1) 指定の申請

都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」といいます。）は、申請書を市長に提出することとします。

また、申請書に添付が必要な書類として、申請者が(2)で定める指定の審査基準に該当し、法第 119 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるかを確認するために、市長が必要があると認める次の書類を規定します。

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- ④ 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務所の所在地及び事務分担を記載した書類
- ⑤ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- ⑥ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- ⑦ 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書類
- ⑧ 法第 119 条に規定する業務に関する計画書
- ⑨ 活動地域を示す図面
- ⑩ 申請者が金沢市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと及び同条第 3 号に規定する暴力団員が所属していな

いことを誓約する書類

- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 指定の審査基準

申請者が次のいずれにも該当すると市長が認めるときは、都市再生推進法人として指定します。

- ① まちづくりの推進を図る活動を目的としていること。
- ② 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
- ③ 本市内に事務所を有し、本市内でまちづくり活動を行っていること。
- ④ 法第 119 条に規定する業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- ⑤ 業務を行うに当たって関係行政機関、他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。
- ⑥ 金沢市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと及び同条第 3 号に規定する暴力団員が所属していないこと。

(3) 変更の届出

都市再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地、業務の内容等を変更しようとするときは、変更届出書を市長に提出することとします。

(4) 事業の報告

都市再生推進法人は、事業年度開始後には事業計画書及び収支予算書を、事業年度終了後には事業報告書、収支決算書等を市長に提出することとします。

(5) 業務の廃止及び指定の辞退

都市再生推進法人は、その業務を廃止したときは廃止届出書を、指定を辞退するときは指定辞退書を市長に提出することとします。

3 施行期日

令和 8 年 9 月上旬（予定）